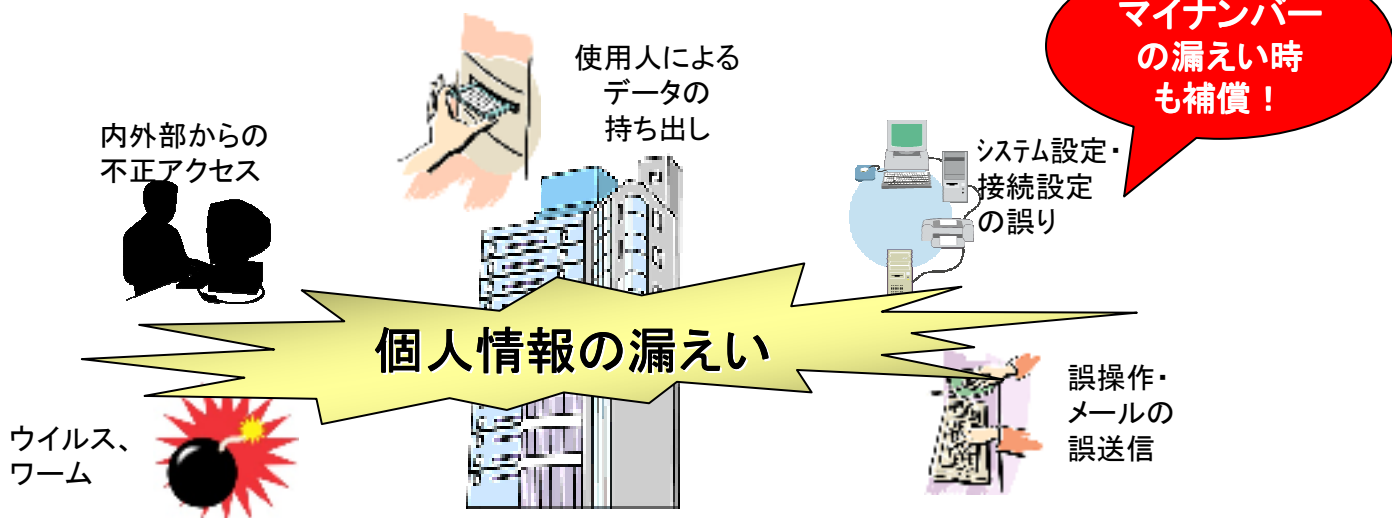


# 個人情報漏えい賠償特約のご案内

個人情報漏えい担保特約条項(LPガス協会用)

## お客様の個人情報管理は万全ですか？



## 個人情報が漏えいした場合

- ① 被害者への賠償金の支払い
- ② 「争訟費用」等の負担が発生する場合があります

この他にも、次のような各種費用が発生する場合があります。

謝罪広告掲載費用・見舞金

コンサルティング費用

通信費・お詫び状郵送費

下記のような様々な個人情報漏えい事例が想定されます。同業他社でも事故が発生しており、個人情報漏えい対策は万全にされることをおすすめ致します。

事故形態	想定される事例
配送業務中	配送業務中に顧客情報の入った業務用の携帯電話を盗まれ、顧客情報が悪用された。
配送業務中	顧客宅への配送作業中に車から離れている間、車内にあった配送伝票・顧客データが盗難され、個人情報漏えいした。
事務所荒し	事務所荒しに遭い、顧客データが入ったパソコンが盗まれ、個人情報漏えいした。
パソコン	個人情報が記録されたままのパソコンをそのまま廃棄、通りかかった男性が持ち帰り、その情報が悪用された。
パソコン	パソコンが「Winny」のウイルスに感染し、パソコン内に保存していた <b>従業員のマイナンバー等</b> の個人情報が流出した。
FAX誤送信	ファックスの誤送信により個人情報漏えいした。

# 個人情報漏えい賠償特約の概要

保険期間:2015年10月1日午後4時から2016年10月1日午後4時まで1年間

日本国内に所在する個人情報に所定の事由により漏えいし、損害賠償請求がなされた場合の損害賠償責任に係る損害や、事故の対応のために支出した費用損害を補償します。

補償	概要	補償内容の主な具体例
損害賠償に関する補償	法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	・ 損害賠償金、争訟費用 等
費用損害に関する補償	事故対応のために支出した費用損害	・ 謝罪広告掲載費用 ・ 見舞金・見舞品購入費用 ・ お詫び状作成郵送費用・・・等

**補償タイプ** (※保険料は各事業者様によって異なります。詳細は「加入のご案内」をご覧ください。)

タイプ	賠償責任 補償限度額 (支払限度額) (1請求・保険期間中)	費用損害 補償限度額 (支払限度額) (1事故・保険期間中)	免責金額 (賠償責任、費用損害それぞれ1請求・1事故)
A	500万円	50万円	なし
B	1,000万円	100万円	なし
C	3,000万円	300万円	なし
D	1億円	1,000万円	なし
E	3億円	3,000万円	なし

- \*1 本特約は販売所単位ではなく事業者(法人・個人事業主)単位での加入となります。
- \*2 費用損害のうち見舞金(現金、金券類)、見舞品購入費用は被害者1名につき500円が限度です。また、賠償責任の支払限度額の適用にあたり、1件(家族の場合1構成単位)の個人情報につき負担する精神的苦痛(慰謝料)に対する賠償金は30万円を限度とします。
- \*3 費用損害については、縮小支払割合90%を適用します。
- \*4 個人情報に漏えいし、委託者等他人が個人情報漏えい対応費用を支出したことにつき、受託者(被保険者)が求償され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、費用損害とみなされ、費用損害の補償限度額が適用されます。
- \*5 単に個人情報を紛失したことは、漏えいとはならず、補償の対象となりません。所定の事由によるもので、かつ第三者に知られた場合(知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)に限りです。
- \*6 本特約のみの加入はできません。LPガス事業者賠償責任保険制度に加入の事業者様が加入対象となります。
- \*7 賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、予め幹事保険会社の同意が必要となります。なお、示談交渉サービスはございません。
- \*8 日本国外に所在する個人情報(記録媒体の所在地で判断します)が漏えいした場合、または日本国外で損害賠償請求がなされた場合の賠償責任等は、保険金お支払の対象外となります。
- \*9 損害賠償に関する補償については、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金をお支払します。費用損害に関する補償については、保険期間中に個人情報に漏えいし、漏えいした事実が行政庁または警察への被保険者による届出・報告等により、客観的に明らかになった場合、かつ事故対応期間内に要した費用に限り、保険金をお支払します。

**万一の場合に備えて、是非、本特約への加入をご検討下さい。**

<お問い合わせ先>  
**所属の各都道府県協会** または  
 (取扱代理店) **一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団** TEL 03-3593-8071

<引受保険会社>

東日本地区幹事会社  
**損害保険ジャパン日本興亜株式会社**

西日本地区幹事会社  
**東京海上日動火災保険株式会社**

担当:営業開発部第三課 TEL 03-3593-6346  
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 朝日火災海上保険株式会社 大同火災海上保険株式会社  
 共栄火災海上保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 日本興亜損害保険株式会社  
 三井住友海上火災保険株式会社 (50音順)

この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。  
 各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。  
 なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認下さい。

15-T03917 東京海上日動 2015年9月作成

<ご注意点ならびに引受保険会社が経営破たんした場合の取り扱いについて> **本チラシは、個人情報漏えい担保特約(LPガス業者特別約款用)の概要を説明したものです。保険の内容は、「LPガス事業者賠償責任保険制度 加入のご案内」をご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他この保険の詳しい内容は加入のご案内をご覧ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または幹事引受保険会社にご照会下さい。**また、引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。